

## 特別養護老人ホーム 高寿園 料金表

R3.8.1

## 1. 介護給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度、負担割合に応じて異なります）

<< 1割負担の場合 >>

	ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
ユニット型 個室	サービス利用料金	6,520 円	7,200 円	7,930 円	8,620 円	9,290 円
	うち自己負担額	652 円	720 円	793 円	862 円	929 円

## 2. その他の介護給付サービス加算

加 算	介 護 給 付 額		う ち 自 己 負 担 額	
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	1 日	460 円	1 日	46 円
看護体制加算（Ⅰ・ロ）	1 日	40 円	1 日	4 円
看護体制加算（Ⅱ・ロ）	1 日	80 円	1 日	8 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ・ロ）	1 日	180 円	1 日	18 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	3 月	1,000 円	1 月	100 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1 月	2,000 円	1 月	200 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	1 日	120 円	1 日	12 円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1 日	200 円	1 月	20 円
ADL維持等加算（Ⅰ）	1 月	300 円	1 月	30 円
ADL維持等加算（Ⅱ）	1 月	600 円	1 月	60 円
初期加算	1 日	300 円	1 日	30 円
入院・外泊時加算	1 日	2,460 円	1 日	246 円
再入所時栄養連携加算	1 回	2,000 円	1 日	200 円
退所前訪問相談援助加算	1 日	4,600 円	1 日	460 円
退所後訪問相談援助加算	1 日	4,600 円	1 日	460 円
退所時相談援助加算	1 日	4,000 円	1 日	400 円
退所前連携加算	1 日	5,000 円	1 日	500 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 日	220 円	1 日	22 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 日	180 円	1 日	18 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 日	60 円	1 日	6 円
看取り介護加算（死亡日）	1 日	12,800 円	1 日	1,280 円
看取り介護加算（死亡前・前々日）	1 日	6,800 円	1 日	680 円
看取り介護加算（4～30日前）	1 日	1,440 円	1 日	144 円
看取り介護加算（31～45日前）	1 日	720 円	1 日	72 円
在宅復帰支援機能加算	1 日	100 円	1 日	10 円
若年性認知症入所者受入加算	1 日	1,200 円	1 日	120 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1 日	30 円	1 日	3 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1 日	40 円	1 日	4 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1 日	2,000 円	1 日	200 円
栄養マネジメント強化加算	1 日	110 円	1 日	11 円
経口維持加算Ⅰ	1 月	4,000 円	1 月	400 円
経口維持加算Ⅱ	1 月	1,000 円	1 月	100 円
経口移行加算	1 日	280 円	1 日	28 円
療養食加算	1 日	180 円	1 日	18 円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1 月	900 円	1 月	90 円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1 月	1,100 円	1 月	110 円

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月	30円	1月	3円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月	130円	1月	13円
排泄支援加算（Ⅰ）	1月	100円	1月	10円
排泄支援加算（Ⅱ）	1月	150円	1月	15円
排泄支援加算（Ⅲ）	1月	200円	1月	20円
自立支援促進加算	1月	3,000円	1月	300円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月	400円	1月	40円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月	500円	1月	50円
安全対策体制加算	入所時	200円	1回	20円

- ※ 各加算は算定要件を満たした場合に算定されます。
- ※ 処遇改善加算・・・1および2について、83/1000が加算されます。
- ※ 特別処遇改善加算・・・1および2について、27/1000が加算されます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として（令和3年4月～9月末・・・1および2について、1/1000が加算されます。

### 3. 当施設の居住費・食費の負担額

対象者		利用者	居住費日額	食費日額
		負担段階	個室	
世帯全員が市町村民税非課税	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者の方	第1段階	820	300
	単身650万円 夫婦1650万円 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	第2段階	820	390
	単身550万円 夫婦1550万円 ・年金収入等80万円超120万円以下	第3段階①	1310	650
	単身500万円 夫婦1500万円 ・年金収入等120万円超	第3段階②		1360
	・同じ世帯内に市町村民税課税者がいるが、 本人は住民税非課税の方 ・市町村民税を課税されている方	第4段階	2006	1,445

※食費については、令和3年8月から基準額費用1392円⇒1445円となります。

#### 利用者負担割合の要件

要介護認定を受けている第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2・3割
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が	単身者は280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
本人の合計所得金額が160万円未満			1割	

- ※ 要介護認定を受けている第2号被保険者の方は一律1割負担です。
- ※ 介護保険負担限度額認定証等に記載の場合、利用者負担段階に応じてご負担いただきます。
- ※ 介護保険割合証に記載の割合に上記1. 2の自己負担額の合計を乗じた金額となります。